

檜原市宿泊施設宿泊促進補助金交付要綱（平成27年8月24日告示第213号）

最終改正:令和5年9月28日告示第281号

改正内容:令和5年9月28日告示第281号〔令和5年9月28日〕

○檜原市宿泊施設宿泊促進補助金交付要綱

平成27年8月24日告示第213号

改正

令和5年9月28日告示第281号

檜原市宿泊施設宿泊促進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、檜原市（以下「市」という。）が、海外からを含めた新規の宿泊旅行者の受入れ環境の充実によって一層の誘客促進を図る市内の既存の宿泊施設に対し、予算の範囲内で宿泊施設宿泊促進補助金（以下「促進補助金」という。）を交付することについて、檜原市補助金等交付規則（平成15年檜原市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象施設）

第2条 促進補助金の対象となる宿泊施設は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす施設とする。

- （1）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業及び旅館営業のための施設（その施設を主として異性を同伴する客の休憩又は宿泊に供するものを除く。）であること。
- （2）この要綱の実施の日において、旅館業法第3条に定める営業の許可を受けており、現に市内において営業をしている施設であること。

（補助対象者）

第3条 促進補助金の対象となる者は、前条の要件を満たす宿泊施設の経営者（旅館業法第3条により当該宿泊施設について営業の許可を受けた者をいう。以下同じ。）とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その対象としない。

- （1）経営者が市税を滞納している場合
- （2）宿泊施設の所有者と経営者が異なる場合において、当該所有者が市税を滞納している場合
- （3）宿泊施設の役員等（檜原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年檜原市告示第175号。以下「要綱」という。）第2条第5号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- （4）暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が宿泊施設の経営に実質的に関与している場合
- （5）役員等が、その所属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- （6）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合
- （7）前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合

（補助対象事業、補助対象経費及び補助金額等）

第4条 促進補助金の対象となる事業及び経費並びに宿泊施設の補助の適用区分その他の条件については、別表に掲げるとおりとする。

2 促進補助金の額は、対象となる事業の種別に応じ、それぞれ別表において対応する事業の項に掲げる補助対象経費の合計額に同項の補助率を乗じて得た額と、同項の上限額とを比較して少ない額とする。

3 補助金の額が前項の上限額より少ない場合は、補助金の合計額が上限額に達するまで、複数回の申請を行うことができる。

（補助金の交付申請）

第5条 促進補助金の交付を受けようとする者（以下「促進補助金申請者」という。）は、促進補助金交付申請書（別記様式）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実施計画書（規則様式第2号）
- （2）補助対象経費明細書（規則様式第4号）
- （3）旅館業営業許可書の写し
- （4）経営者に市税の滞納がないことの証明書
- （5）宿泊施設に係る固定資産税の納税通知書・課税明細書の写し
- （6）宿泊施設の所有者が経営者と異なる場合にあっては、当該所有者に固定資産税の滞納がないことの証明書
- （7）その他市長が必要と認める書類

（促進補助金の取扱い）

第6条 前条に定めるもののほか、促進補助金の交付その他の取扱いについては、規則の規定の例による。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

附 則（令和5年9月28日告示第281号）

この要綱は、告示の日から実施する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	年度上限額	室数(適用に○印)	
				100室未満	100室以上
観光広報誌等(電子媒体を含む。)への広告の掲載	・委託費 ・役務費	1/2	250,000円	○	
パンフレットの製作(増刷を含む。)	・印刷製本費 ・委託料 ・役務費 (翻訳料に限る。)		100,000円	○	
ホームページの改修(外国語対応を含む。)	・委託料 ・役務費		250,000円	○	
施設内の設備等改修(施設内の案内標記に係る外国語対応改修を除く。)	・委託料 ・役務費 ・工事請負費 ・修繕費		250,000円	○	
従業員向けの外国語研修又は外国人の習慣・食文化等の理解を深める研修等の実施	・委託料 ・報償費 ・役務費	1/1	100,000円	○	○
施設内の案内標記に係る外国語対応改修	・委託料 ・役務費 ・工事請負費 ・修繕費	2/3	250,000円	○	

(宛先) 榑原市長

榑原市宿泊施設宿泊促進補助金交付申請書

申請者
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

上記補助金の交付について、榑原市宿泊施設宿泊促進補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

2 補助対象となる経費及び補助金交付申請額

補助対象となる経費	金	円
補助金交付申請額	金	円

3 事業の着手予定年月日	年	月	日
事業の完了予定年月日	年	月	日

添付書類

- (1) 事業実施計画書(規則様式第2号)
 - (2) 補助対象経費明細書(規則様式第4号)
 - (3) 旅館業営業許可書の写し
 - (4) 経営者に市税の滞納がないことの証明書
 - (5) 宿泊施設に係る固定資産税の納税通知書・課税明細書の写し
 - (6) 宿泊施設の所有者が経営者と異なる場合にあっては、当該所有者に固定資産税の滞納がないことの証明書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
-